臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集のご通知

開催情報

日時 平成27年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷　3階
瑠璃の間

思いを預かる。
思いをつなぐ。

東京TYFG

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ

証券コード：7173

目　次

臨時株主総会および普通株主様による
種類株主総会招集のご通知…… 1
〔臨時株主総会〕株主総会参考書類 …… 3

決議事項
第１号議案　株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件

〔普通株主様による種類株主総会〕
種類株主総会参考書類…… 49

決議事項
第１号議案　株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件

株主総会会場のご案内

(証券コード　7173)
平成27年11月10日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社　東京TYフィナンシャルグループ
取締役社長　柿　﨑　昭　裕

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　臨時株主総会には「株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件」を第１号議案、「定款一部変更の件」を第２号議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条の規定に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催いたします。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年11月26日（木曜日）午後５時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年11月27日（金曜日）　午前10時
２．場　　所　　東京都新宿区市谷本村町４番１号
　　ホテルグランドヒル市ヶ谷　３階　瑠璃の間
３．会議の目的事項
【臨時株主総会】
決議事項
第１号議案　　株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件
第２号議案　　定款一部変更の件
第３号議案　　取締役２名選任の件
【普通株主様による種類株主総会】
決議事項
第１号議案　　株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件
第２号議案　　定款一部変更の件

4．議決権行使について

(1) 郵送（書面）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、平成27年11月26日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合
当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年11月26日（木曜日）午後５時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、50ページから52ページまでの「インターネット等による議決権行使のご案内」の記載内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い
書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以　上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集のご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類の内容について、修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（http://www.tokyo-tyfg.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎開場時間は午前９時でございます。
◎総会にご出席された株主様へのおみやげは、今回ご用意しておりませんのであらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考書類

第１号議案　株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件

当社と株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」といい、当社と新銀行東京を総称して、以下、「両社」といいます。）は、両社の株主総会および種類株主総会の承認ならびに関係当局の許認可等を得られることを前提として、当社を株式交換完全親会社、新銀行東京を株式交換完全子会社とし、平成28年４月１日を効力発生日とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により経営統合を行うことを、平成27年９月25日開催の両社の取締役会において決議し、両社間で株式交換契約（その後に一部修正された内容の株式交換契約を、以下、「本株式交換契約」といいます。）および経営統合契約を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容、その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

１．本株式交換を行う理由

当社は、首都東京に本店を置く地方銀行である株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行が、昨年10月に経営統合を行い発足した地方銀行グループです。発足以来、東京都および神奈川県北東部を中心とした首都圏で存在感を発揮できる磐石な経営基盤を確立し、地域における地域金融の担い手として一層真価を発揮していくことを通じ、首都圏においてお客さまから真に愛される地域№1の地方銀行グループを目指しております。具体的には、金融プラットフォームサービス“Club TY”を中心にビジネスマッチングや事業承継相談等コンサルティング機能を活かしたワンストップでの金融サービスの提供等、様々な施策に取り組んでおります。また、同時に地方公共団体との連携強化を図りネットワークを拡大させ営業基盤の拡充を行うことを経営計画の重要な施策の一つとして捉えております。

新銀行東京は、技術力や将来性等に優れた都内中小企業の資金調達を支援するため、東京都の中小企業支援策の一環として、平成16年４月に発足した地域金融機関です。東京都と幅広く連携しながら、首都圏における中小企業をはじめとした幅広いお客さまのニーズにお応えした金融サービスを創造・提供し、地域中小企業や地域経済活性化への持続的貢献を担うべく取り組んでまいりました。

そのような中、当社および新銀行東京は、ともに首都東京における地域金融の担い手としてそれぞれの強みを活かしながら、地域金融の円滑化および地域経済の発展に貢献してまいりましたが、東京都内における中小企業支援という共通の経営目標を有するとともに、経営統合により首都圏に

おける地域金融の担い手として一層の真価を発揮し、統合による相乗効果も期待できることから、株式交換による経営統合につき合意にいたりました。

両社は、以下の基本方針のもと、相互に相乗効果を発揮することで、首都東京において顧客から真に愛される地域№1の地方銀行グループとなることを目指してまいります。

① 東京に本店を置く最大規模の地域金融機関として、東京都と連携して東京都内の中小企業の育成・支援に取組み、地域の発展に資することにより、地域金融機関として将来を見据えた持続可能なビジネスモデルを確立し、都市型地銀として首都圏マーケットでの競争力を高めていく。

② 当社が有する首都圏における店舗網や広範な中堅中小企業の顧客ネットワークと、新銀行東京が有する東京都と連携した中小企業支援のノウハウとを集結することで、多様化・高度化する顧客ニーズに応え得る金融サービス機能の拡充を図っていく。

③ 高い収益性と健全性を背景に、行員のモチベーションを高め、相互信頼の精神に基づき一体感を持って成長戦略にチャレンジしていく。

2．本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、次に掲げるとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社東京TYフィナンシャルグループ（以下「甲」という。）及び株式会社新銀行東京（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、平成27年９月25日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第２条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲： 株式交換完全親会社
商号：株式会社東京TYフィナンシャルグループ
住所：東京都新宿区新宿五丁目９番２号

(2) 乙： 株式交換完全子会社
商号：株式会社新銀行東京
住所：東京都新宿区西新宿一丁目21番１号

第３条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主に対し、その有する乙の普通株式の数の合計数に0.24を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主に対し、その有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式0.24株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙のＡ種優先株式を有する株主に対し、その有する乙のＡ種優先株式の数の合計数に１を乗じて得た数の甲の第二種優先株式を交付する。甲の第二種優先株式の内容は、別紙１の発行要項のとおりとする。
4. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙のＡ種優先株式を有する株主に対し、その有する乙のＡ種優先株式１株につき、甲の第二種優先株式１株の割合をもって、甲の第二種優先株式を割り当てる。
5. 前四項の規定にかかわらず、甲が乙の各株主に交付する甲の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第４条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 資本金　　０円
(2) 資本準備金　　会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。
(3) 利益準備金　　０円

第５条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年４月１日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第６条（本契約の承認株主総会）
1. 甲は、平成27年11月下旬に、臨時株主総会及び普通株式を有する株主による種類株主総会をそれぞれ開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本項に定める手続を行う時期を変更することができる。
2. 乙は、平成27年11月下旬に、臨時株主総会並びに普通株式を有する株主及びＡ種優先株式を有する株主による各種類株主総会をそれぞれ開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本項に定める手続を行う時期を変更することができる。

第７条（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第８条（剰余金の配当）
1. 甲は、平成27年９月30日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、１株当たり30円、総額９億円を限度として、また、平成28年３月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、１株当たり30円、総額９億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第９条（自己株式の消却）
乙は、基準時の直前時までに乙が有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時の直前時において、消却するものとする。

第10条（定款の変更）
1. 甲は、第６条第１項に定める甲の臨時株主総会及び普通株式を有する株主による種類株主総会に

おいて、本株式交換の効力発生までに、第12条に基づいて本契約が解除されておらず、かつ、第13条に定める本契約の効力を失わしめる事由が生じていないことを条件として甲の定款を効力発生日付で別紙２のとおり変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、甲は、予め乙と協議し合意のうえ、別紙２記載の定款変更案を変更することができる。

2. 乙は、第６条第２項に定める乙の臨時株主総会において、乙の定時株主総会の基準日に関する定款規定を、平成28年３月30日までに本契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを条件として、平成28年３月30日付で削除する旨の定款変更に関する決議を求めるものとする。

第11条（乙の株主に対する議決権の付与）

甲は、効力発生日までに、本株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の普通株主に対し、会社法第124条第４項に基づき、本株式交換がその効力を生ずることを条件として甲の平成28年６月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。但し、第10条第２項に定める乙の定款変更に関する議案が第６条第２項に定める乙の臨時株主総会において承認可決されなかった場合は、この限りではない。

第12条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本締結日以降効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙のいずれかの財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは生じることが明らかとなった場合、又は本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、第６条各項に定める甲若しくは乙の株主総会若しくは種類株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、第10条に定める甲の臨時株主総会及び普通株式を有する株主による種類株主総会による定款変更の承認が得られなかった場合、又は法令に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各自１通を保有する。

平成27年９月25日

(甲)　東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社東京TYフィナンシャルグループ
代表取締役社長　柿﨑　昭裕　㊞

(乙)　東京都新宿区西新宿一丁目21番１号
株式会社新銀行東京
代表取締役社長執行役員　常久　秀紀　㊞

注：第４条は、当社および新銀行東京との間で平成27年10月９日付で締結した株式交換契約書に関する変更覚書によって変更された後の内容を規定しております。

別紙１

株式会社東京TYフィナンシャルグループ
第二種優先株式発行要項

1. 株式の種類
　株式会社東京TYフィナンシャルグループ第二種優先株式（以下「第二種優先株式」という。）

2. 株式の数
　2,000,000株

3. 発行方法
　当会社は、当会社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京（以下「新銀行東京」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に際して第二種優先株式を発行し、本株式交換により当会社が新銀行東京の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における新銀行東京の株主名簿に記載または記録された新銀行東京のA種優先株式を有する株主に対し、その有する新銀行東京のA種優先株式１株につき第二種優先株式１株の割合をもって割当交付する。

4. 第二種優先配当金
(1) 第二種優先配当金
　当会社は、定款第44条第１項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式１株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した金銭による剰余金の配当（以下「第二種優先配当金」という。）を支払う。
　配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.0%
　ただし、上記の配当年率が５％を超える場合には、配当年率は５％とする。また、当該事業年度において第５項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、第二種優先配当金はその額を控除した額とする。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「第二種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当会社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

5. 第二種優先中間配当金

当会社は、定款第44条第２項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式１株につき、各事業年度における第二種優先配当金の額の２分の１の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以

下「第二種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先中間配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。

6. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式１株につき20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

7. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第二種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付する。ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数（以下に定義する。）を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、(i) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）および取得請求日に

おける新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ii) 取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得請求期間

取得請求期間は、平成33年４月１日から平成43年３月31日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下「当初取得価額決定日」という。）における普通株式１株当たり時価（以下「普通株式１株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式１株当たり時価（当初取得価額決定日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式１株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、当初取得価額決定日に先立つ５連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年４月１日および10月１日（以下「取得価額修正日」という。）における普通株式１株当たり時価（以下「普通株式１株当たり時価（取得価額修正日）」という。）に修正される（以下「修正後取得価額」という。）。ただし、普通株式１株当たり時価（取得価額修正日）が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式１株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ５連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、平成28年４月１日（以下「下限取得価額決定日」という。）における普通株式１株当たり時価（以下「普通株式１株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の50%（円位未満切上げ。また、下記(8)による調整を受ける。）とする。

普通株式１株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額とする。なお、下限取得価額決定日に先立つ５連続取引日の期間において、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(8)に準じて調整される。

(8) 取得価額の調整

イ．第二種優先株式の発行後、下記（ⅰ）ないし（ⅵ）のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、１円未満を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ⅰ) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）
調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ⅱ) 株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(ⅲ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(ⅲ)、下記(ⅳ)および(ⅴ)ならびに下記ハ．(ⅳ)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合（株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。）
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定

した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ⅳ) 当会社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)または本(ⅳ)による調整が行われていない場合
調整係数は１とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)または本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は１とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ⅲ)または本(ⅳ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)または本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(ⅲ)または本(ⅳ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(ⅴ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)または(ⅳ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄

化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅴ)による調整は行わない。

(ⅵ) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ．上記イ．(ⅰ)ないし(ⅵ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．(ⅰ) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

(ⅱ) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(ⅲ) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(ⅰ)ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(ⅳ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(ⅳ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(ⅲ)または(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(ⅳ) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ．(ⅰ)の場合には、当

該払込金額（株式無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ.（ⅱ）および(ⅵ)の場合には０円、上記イ.（ⅲ）ないし(ⅴ)の場合には価額（ただし、(ⅳ)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.（ⅲ）ないし(ⅴ)および上記ハ.（ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.（ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.（ⅲ）に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.（ⅰ）ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.（ⅰ）ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第２文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。）使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所
株式会社東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部

(11) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

9. 金銭を対価とする取得条項
(1) 金銭を対価とする取得条項
当会社は、平成36年４月１日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第８項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産
当会社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式１株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

10. 普通株式を対価とする取得条項
(1) 普通株式を対価とする取得条項
当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第二種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当会社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下「一斉取得価額算

定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、第８項(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第８項(8)に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第８項(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 譲渡制限

第二種優先株式を譲渡により取得することについては当会社の取締役会の承認を要する。

13. 種類株主総会

当会社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

14. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

15. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以　上

別紙２

略

下記「株式会社東京TYフィナンシャルグループ定款変更案」（第２号議案定款一部変更の件26ページから46ページ）と同内容につき記載を省略いたします。

３．会社法第768条第１項第２号および第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 当社が本株式交換に際して新銀行東京の株主に対して交付する当社の株式の割当てに関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

ア．普通株式

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	新銀行東京 （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	0.24

(注1) 当社は、本株式交換に際して、新銀行東京の普通株式１株につき、0.24株の当社普通株式を割当て交付します。

(注2) 本株式交換により交付する株式

当社の普通株式　1,422,289株（予定）

上記の普通株式数は、平成27年６月30日時点における新銀行東京の普通株式の発行済株式総数（5,926,207株）に基づいて算出しております（新銀行東京は平成27年６月30日時点において自己株式を有しておりません。）。

(注3) 新銀行東京は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下、「基準時」といいます。）の直前時において有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を基準時の直前時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する当社の普通株式数については、新銀行東京による自己株式の取得および消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注4) 本株式交換にあたっては、当社の普通株式を交換対価として交付することを予定しております。本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様については、

当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利等はありますが、東京証券取引所その他の取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第１項および定款に基づき、株主の皆様が所有することとなる当社の単元未満株式の数と併せて１単元（100株）となる数の当社の普通株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができる制度です。

②単元未満株式の買取制度

会社法第192条第１項に基づき、東京証券取引所その他の取引所金融商品市場で売却することができない１単元に満たない数の当社の普通株式を買い取るよう、当社に対して請求することができる制度です。

（注5） 本株式交換に伴い、当社の普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる新銀行東京の現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関連法令に従い、当該１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

イ．優先株式

新銀行東京のＡ種優先株式１株につき、１株の当社の第二種優先株式を割当て交付します。当社の第二種優先株式の発行要項に定める条件は、第二種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社および新銀行東京にて合意のうえ決定したものです。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア．普通株式

（ｉ）割当ての内容の根拠および理由

株式交換比率の決定にあたって公正性を担保するため、当社はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、また新銀行東京はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下、「デロイトトーマツ」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に任命のうえ、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼しました。そして、当社および新銀行東京は、それぞれが任命した当該第三者算定機関の配当割引モデル法（以下「ＤＤＭ法」といいます。）等の算定手法による算定結果を参考に、それぞれ両社が相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、

平成27年９月25日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

なお、当社はみずほ証券から平成27年９月25日付にて、本株式交換における株式交換比率は、当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。また、新銀行東京はデロイトトーマツから平成27年９月24日付にて、本株式交換における株式交換比率は、新銀行東京の普通株主およびＡ種優先株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

（ⅱ）算定に関する事項

（ア）算定機関の名称ならびに両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券および新銀行東京の第三者算定機関であるデロイトトーマツは、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（イ）算定の概要

両社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を担保するため、当社はみずほ証券を、また新銀行東京はデロイトトーマツをそれぞれ両社から独立した第三者算定機関として任命し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

みずほ証券は、当社については、マーケットアプローチとして、当社の株式が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準法（平成27年９月24日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る１週間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る１ヶ月間の終値の単純平均値、算定基準日から遡る３ヶ月間の終値の単純平均値、および算定基準日から遡る６ヶ月間の終値の単純平均値に基づいております。）を採用するとともに、当社と比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の分析が可能であることから、類似企業比較法を採用して算定を行いました。さらに、インカムアプローチとして、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるＤＤＭ法を採用して算定を行いました。なお、ＤＤＭ法による算定の基礎とした当社の将来予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

一方、新銀行東京については、新銀行東京の株式が非上場であり市場株価が存在しないため市場株価基準法は採用せず、マーケットアプローチとして、新銀行東京と比較可能な

上場類似会社が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の分析が可能であることから、類似企業比較法を採用して算定を行いました。さらに、インカムアプローチとして、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、当社の算定と同様にＤＤＭ法を採用して算定を行いました。なお、ＤＤＭ法による算定の基礎とした新銀行東京の将来予測中、平成29年３月期において、経常利益、税引前当期利益および当期純利益が、対前年度比較で３割をやや上回る大幅な減益となることが見込まれております。これは、景況感の回復を背景とした取引先企業の信用状況改善により、近年継続的に保守的に繰り入れてきた貸倒引当金の戻入が平成28年３月期に計上される見込みであり、これに伴い当該年度における業績の大幅な上振れが予想されるためであります。

各算定手法における算定結果は、以下のとおりです。なお、以下の株式交換比率の算定レンジは、新銀行東京の普通株式１株に割り当てる当社の普通株式数を表しております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法／類似企業比較法	0.270　～　0.377
類似企業比較法	0.258　～　0.394
ＤＤＭ法	0.138　～　0.362

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の個別の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益および費用に関する予想、費用節減の見通しならびに各社の事業計画を含みます。）については、両社および両社の関係会社の将来の経営成績および財務状況に関し現時点で得られる最善の予測および判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成されたことを前提としております。みずほ証券は、上記の前提事項および各社の財務予測、ならびに事業計画の実現可能性について独自の検証をしておりません。

デロイトトーマツは、当社については、当社の株式が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価基準法を用いて算定を行いました。市場株価基準法による算定に際しては、平成27年５月26日の夜に一部の報道機関から本件に関する報道がなされたことから、株価への影響を排除するために算定基準日を平成27年５月26日と

し、算定基準日の終値、算定基準日以前の１週間、１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月の終値平均値に基づき算定を行っております。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されているＤＤＭ法を用いて算定を行いました。

一方、新銀行東京については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の分析が可能であることから、類似企業比較法を用いて算定を行いました。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、当社の算定と同様にＤＤＭ法を用いて算定を行いました。

各算定手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記株式交換比率の算定レンジは、新銀行東京の普通株式１株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
類似企業比較法／市場株価基準法	0.182　～　0.271
ＤＤＭ法	0.184　～　0.360

デロイトトーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で予測可能な最善の予想および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、デロイトトーマツがＤＤＭ法で前提とした新銀行東京の財務予測については、財務予想期間の初年度（平成29年３月期）の経常利益、税引前当期純利益および当期純利益が前事業年度（平成28年３月期予想）に比して大幅な減益となることが見込まれております。これは景況感の回復を背景とした取引先企業の信用状況改善により、近年継続的に保守的に繰り入れた貸倒引当金の戻入が平成28年３月期に計上される見込みであり、これに伴い業績の大幅な上振れが予想されるためであります。それ以降につきましては大幅な増減益は見込まれておりません。

一方、当社の財務予測について、大幅な増減益は見込まれておりません。

イ．優先株式

新銀行東京が発行しているＡ種優先株式については、当社はみずほ証券の分析および意見を参考としたうえで、また、新銀行東京についてはデロイトトーマツの分析および意見を参考としたうえで、当社が新たに発行する第二種優先株式において、当該第二種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件や、普通株式と異なり市場価格が存在しないこと等を総合的に勘案し両社間でＡ種優先株式に対する割当ての内容について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に新銀行東京の発行するＡ種優先株式１株につき、１株あたり２万円の当社の第二種優先株式（合計200万株）を割当て交付することが妥当であるとの判断に至り、平成27年９月25日に開催された両社の取締役会において当該割当ての内容を決定し、合意いたしました。

(2) 株式交換に際して増加する株式交換完全親会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金および準備金の額は以下のとおりであります。

資本金の額　　０円
資本準備金の額　　会社計算規則第39条の規定に従い当社が定める金額
利益準備金の額　　０円

これら資本金および準備金の額につきましては、本株式交換後の当社の資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当社と新銀行東京との間で協議のうえ、会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたしております。

４．株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

新銀行東京の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、同封の「株主総会参考書類第１号議案別冊」の「新銀行東京の最終事業年度に係る計算書類等」に記載のとおりであります。

５．株式交換当事会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 新銀行東京

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

第１号議案が原案どおり承認可決され、平成27年11月27日開催予定の新銀行東京の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会およびＡ種優先株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認されますと、本株式交換の効力発生日（平成28年４月１日）をもって、新銀行東京のＡ種優先株式１株につき、当社の第二種優先株式１株を割当て交付することとされております。そのため、本株式交換の前提として、当社定款について、第二種優先株式に関する規定の追加その他所要の変更をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換契約第12条の規定に基づいて本株式交換契約が解除されておらず、かつ、同契約第13条に定める本株式交換契約の効力を失わしめる事由が生じていないことを条件として、本株式交換の効力発生日付でその効力を生ずるものといたします。

2.　変更の内容

変更の内容は、次に記載のとおりであります。

株式会社東京TYフィナンシャルグループ　定款変更案

「定款」新旧対照表　（下線は変更部分）

現　　行	改　正　後
略	現行どおり
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 11<u>0</u>,000,000株とする。 ②　当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　100,000,000株 第１回第一種優先株式　5,000,000株 第２回第一種優先株式　5,000,000株	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 11<u>2</u>,000,000株とする。 ②　当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　100,000,000株 第１回第一種優先株式　5,000,000株 第２回第一種優先株式　5,000,000株 <u>第二種優先株式　2,000,000株</u>

現　　行	改　正　後
略	現行どおり
第３章　第一種優先株式	第３章　優先株式
(第一種優先配当金) 第13条　当会社は、第52条第１項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第１回第一種優先株式及び第２回第一種優先株式（以下、総称して「第一種優先株式」という。）を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該事業年度において第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ②～③　略	(第一種優先配当金) 第13条　当会社は、第44条第１項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第１回第一種優先株式および第２回第一種優先株式（以下、総称して「第一種優先株式」という。）を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該事業年度において第13条の２に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ②～③　現行どおり
(第一種優先中間配当金) 第14条　当会社は、第52条第２項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式１株につき、第一種優先配当金	(第一種優先中間配当金) 第13条の２　当会社は、第44条第２項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式１株につき、第一種優先配

現　　行	改　正　後
の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。	当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。
第15条～第16条 略	第13条の３～第13条の４ 現行どおり
（株式の分割または併合および株式無償割当て） 第17条　当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。 ②　当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。	（削除）
第18条～第20条 略	第13条の５～第13条の７ 現行どおり
（優先順位） 第21条　略	（第一種優先株式の優先順位） 第13条の８　現行どおり
（除斥期間） 第22条　第53条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払について、これを準用する。	（第一種優先配当金等の除斥期間） 第13条の９　第45条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払について、これを準用する。
（新設）	（第二種優先配当金） 第13条の10　当会社は、第44条第１項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下、「第二種優先株

現　　行	改　正　後
	主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下、「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式１株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。 　配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.0% 　ただし、上記の配当年率が５％を超える場合には、配当年率は５％とする。また、当該事業年度において第13条の11に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、第二種優先配当金はその額を控除した額とする。 　上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第二種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロ

現　　行	改　正　後
	ンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。 ② ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当会社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 ④ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。
（新　設）	（第二種優先中間配当金） 第13条の11　当会社は、第44条第２項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主ま

現　　行	改　正　後
	たは第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式１株につき、各事業年度における第二種優先配当金の額の２分の１の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を行う。 なお、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先中間配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。
（新　設）	（第二種優先株主に対する残余財産の分配） 第13条の12　当会社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式１株につき20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。 ②　第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。 ③　第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

現　　行	改　正　後
（新　設）	（第二種優先株主の議決権） 第13条の13　第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
（新　設）	（第二種優先株主による種類株主総会） 第13条の14　当会社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
（新　設）	（金銭を対価とする取得条項） 第13条の15　当会社は、平成36年４月１日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、第２項に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13条の16第１項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。 ②　当会社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式１株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

現　　行	改　正　後
（新　設）	（普通株式を対価とする取得請求権） 第13条の16　第二種優先株主は、第２項に定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得するのと引換えに、第３項に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付する。ただし、第３項に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数（以下に定義する。）を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、(i) 取得請求をした日（以下、「取得請求日」という。）における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ii) 取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通

現　　行	改　正　後
	株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。 ② 取得請求期間は、平成33年４月１日から平成43年３月31日までとする。 ③ 当会社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を第４項ないし第８項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。 ④ 当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下、「当初取得価額決定日」という。）における普通株式１株当たり時価（以下、「普通株式１株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式１株当たり時価（当初取得価額決定日）が第７項に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。 普通株式１株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所に

現　　行	改　正　後
	おける当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、当初取得価額決定日に先立つ５連続取引日の期間において、第８項に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は第８項に準じて調整される。 ⑤　取得価額は、取得請求期間の毎年４月１日および10月１日（以下、「取得価額修正日」という。）における普通株式１株当たり時価（以下、「普通株式１株当たり時価（取得価額修正日）」という。）に修正される（以下、「修正後取得価額」という。）。ただし、普通株式１株当たり時価（取得価額修正日）が第７項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。普通株式１株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ５連続取引日の期間において、第８項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第８項に準じて調整される。 ⑥　取得価額には上限を設けない。 ⑦　下限取得価額は、平成28年４月１日（以下、「下限取得価額決定日」という。）における普通株式１株当たり時価（以下、「普通株式１株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の50%（円位未満切上げ。また、第８項による調整を受ける。）とする。

現　　行	改　正　後
	普通株式１株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額とする。なお、下限取得価額決定日に先立つ５連続取引日の期間において、第８項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第８項に準じて調整される。 ⑧　取得価額の調整 イ．第二種優先株式の発行後、下記（ⅰ）ないし（ⅵ）のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、１円未満を切り捨てる。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$ （ⅰ）取得価額調整式に使用する時価（下記ハ．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、

現　　行	改　正　後
	または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。） 調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 （ⅱ）株式の分割をする場合 調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。 （ⅲ）取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下、本(ⅲ)、下記(ⅳ)および(ⅴ)ならびに下記ハ．(ⅳ)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付または処分を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。） 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は

現　　行	改　正　後
	割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。 　上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。 （ⅳ）当会社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されて

現　　行	改　正　後
	いる場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合 　調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。 　なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。 (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)または本(ⅳ)による調整が行われていない場合 　調整係数は１とする。 (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)または本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第５項による取得価額の修正が行われている場合 　調整係数は１とする。 　ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ⅲ)または本(ⅳ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額

現　　行	改　正　後
	で除した割合とする。 (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)または本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第５項による取得価額の修正が行われていない場合 調整係数は、上記(ⅲ)または本(ⅳ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。 (ⅴ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)または(ⅳ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅴ)による調整は行わない。 (ⅵ) 株式の併合をする場合 調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関

現　　行	改　正　後
	して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。 ロ．上記イ．（ⅰ）ないし(ⅵ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。 ハ．（ⅰ）取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本項に準じて調整する。 （ⅱ）取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。 （ⅲ）取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．（ⅰ）ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当会社の発行済普通株式数（自己株式で

現　　行	改　正　後
	ある普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(ⅳ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(ⅳ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(ⅲ)または(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。 (ⅳ) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ．(ⅰ)の場合には、当該払込金額（株式無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ．(ⅱ)および(ⅵ)の場合には０円、上記イ．(ⅲ)ないし(ⅴ)の場合には価額（ただし、(ⅳ)の場合は修正価額）とする。 ニ．上記イ．(ⅲ)ないし(ⅴ)および上記ハ．(ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交

現　　行	改　正　後
	付される普通株式数で除した金額をいう。 ホ．上記イ．(ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。 ヘ．上記イ．(ⅰ)ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(ⅰ)ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。 ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第２文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。）使用する。 ⑨　第４項ないし第８項に定める取得価額（第13条の17 第２項に定める一斉取得価額を含む。以下、本項において同じ。）は、希薄

現　　行	改　正　後
	化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
（新　設）	（普通株式を対価とする一斉取得） 第13条の17　当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第二種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当会社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を第２項に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。 ②　一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下、「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、第13条の16第８項に定める取得価額の調整事由が生じた場

現　　行	改　正　後
	合、当該平均値は第13条の16第８項に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第13条の16第７項に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
（新　設）	（第二種優先株式の譲渡制限） 第13条の18　第二種優先株式を譲渡により取得することについては当会社の取締役会の承認を要する。
（新　設）	（第二種優先配当金等の除斥期間） 第13条の19　第45条の規定は、第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払について、これを準用する。
（新　設）	（株式の分割または併合および株式無償割当て） 第14条　当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。 ②　当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
第４章　株主総会	第４章　株主総会
第23条～第28条　略	第15条～第20条　現行どおり
（種類株主総会） 第29条　第25条、第26条、第27条第１項および第28条の規定は、種類株主総会についてこれ	（種類株主総会） 第21条　第17条、第18条、第19条第１項および第20条の規定は、種類株主総会についてこれ

現　　行	改　正　後
を準用する。 ② 第27条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③ 第24条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。	を準用する。 ② 第19条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③ 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
第５章　取締役および取締役会	第５章　取締役および取締役会
第30条～第39条　略	第22条～第31条　現行どおり
第６章　監査役および監査役会	第６章　監査役および監査役会
第40条～第47条　略	第32条～第39条　現行どおり
第７章　会計監査人	第７章　会計監査人
第48条～第49条　略	第40条～第41条　現行どおり
第８章　計算	第８章　計算
第50条～第53条　略	第42条～第45条　現行どおり

第３号議案　取締役２名選任の件

第１号議案が原案どおり承認可決され、平成27年11月27日開催予定の新銀行東京の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会およびＡ種優先株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認されますと、本株式交換の効力発生日に、新銀行東京が当社の完全子会社となります。

つきましては、グループ全体のガバナンスの強化と統合効果発揮に向け、新たに取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換の効力発生日をもって効力を生ずることといたします。

取締役候補者の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が生じますと、本株式交換の効力発生日における取締役の員数は12名となる予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** 常久（つねひさ）　秀紀（ひでのり）（昭和38年２月12日生）　新任

▶所有する当社の株式数：―株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年４月	株式会社三菱銀行入行 （現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）
平成６年11月	同行シカゴ支店　アシスタントバイスプレジデント
平成13年２月	プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社　マネージャー
平成16年４月	株式会社新銀行東京入行
平成19年４月	同行　企画グループ 担当部長
平成20年８月	同行　執行役
平成21年６月	同行　執行役員
平成26年６月	同行　取締役執行役員
平成27年６月	同行　代表取締役社長執行役員 （現在に至る）

候補者番号 2 齋藤（さいとう） 真人（まこと） （昭和36年３月27日生）

新 任

▶所有する当社の株式数：一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年４月	東京都入都
平成９年７月	渋谷清掃事務所　副所長
平成14年７月	知事本部 企画調整部 調整担当課長
平成16年４月	産業労働局 金融部 金融課長
平成17年４月	総務局 人事部 調査課長
平成19年４月	駒込病院 事務局長
平成21年７月	病院経営本部 経営戦略・再編整備担当部長
平成22年７月	産業労働局 金融監理部長
平成24年７月	産業労働局 総務部長
平成25年７月	株式会社新銀行東京 執行役員
平成27年６月	同行　取締役執行役員 （現在に至る）

各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以　上

【普通株主様による種類株主総会】

種類株主総会参考書類

議案および参考書類

第１号議案　株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件

臨時株主総会第１号議案「株式会社新銀行東京との株式交換契約承認の件」（３ページから25ページ）と同一の内容であります。

第２号議案　定款一部変更の件

臨時株主総会第２号議案「定款一部変更の件」（26ページから46ページ）と同一の内容であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、
議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成27年11月26日（木曜日）午後５時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に到達したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合

(1) 「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

〔議決権電子行使プラットフォームのご利用について〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル　0120-707-743（フリーダイヤル）
受　付　時　間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 の ご 案 内

会 場　**ホテルグランドヒル市ヶ谷　3階　瑠璃の間**
東京都新宿区市谷本村町４番１号
電話　03（3268）0111



交通のご案内

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」７番出口から徒歩２分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」４番出口から徒歩３分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩５分

◎ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。